

AX-5

民 事 訴 訟 法

甲が、乙に対し、家具等の商品（以下「本件商品」という。）の売買代金の支払を求めて訴えを提起したところ、乙は、第1回口頭弁論期日において、本件商品を買ったのは、乙からレストラン用店舗の建築を請け負った丙である旨を主張し、請求棄却判決を求めた。そこで、甲が同期日の終了後直ちに丙に対して訴訟告知をしたところ、丙は、訴訟告知書受領後、速やかに甲を補助するために参加する旨の申出をし、参加の理由として、丙は本件商品の買主ではないが、乙の主張が認められ、甲が敗訴すれば、甲は丙に対して本件商品の売買代金の支払を請求するおそれがある旨を主張した。

この場合において、次の各小問に答えよ（各小問は独立した問いとする。）。

- 1 乙が丙の補助参加について異議を述べた場合、裁判所は丙の補助参加の許否についていかなる裁判をすべきか。
- 2 甲も乙も丙の補助参加について異議を述べなかったため、丙は争点整理手続の早い段階から補助参加人として自らの望むとおりの訴訟追行をすることができた。しかし、裁判所は、本件商品の買主は丙であり、乙とは認められないとの認定に基づいて甲の請求を棄却した。甲も丙も控訴しなかったため、この判決は確定した。その後、甲は丙を被告として、本件商品の売買代金の支払を求めて訴えを提起するとともに、上記確定判決において本件商品の買主は丙であることが認定されている以上、裁判所は本件商品の買主は丙であると認定すべきである旨を主張した。裁判所は、本件商品の買主をどのように認定すべきか。

(100点)

A X - 5

刑 事 訴 訟 法

平成27年6月8日午後8時ころ，甲市内の県道を，軽トラックで走行していたXは，前方注視を怠り，歩道を通行していたVに接触して右下腿複雑骨折等の重傷を負わせる一方，自身も，道路脇の民家の塀に激突し，その衝撃で右側頭部を強くドアの窓ガラスにぶつけて顔面をひどく負傷し，気絶した状態で，最寄りのH病院に救急車で搬送された。

通報を受けた甲警察署交通課では，Xに対する過失運転致傷事件として捜査を開始し，同日午後8時30分ころ，K巡査部長らがH病院に赴いた。応急処置を終えたXはなお意識を失ったままであり，担当のD医師立会いの下，K巡査部長が，病室のベッドで寝ているXに近づくと強い酒の臭いがしていた。

そこで，K巡査部長は，Xの体内のアルコール濃度を測定するには，Xの血液を採取するのが相当だと判断し，D医師にその依頼を行った上で，鑑定処分許可状及び身体検査令状の発付を請求するため，甲警察署に戻って各令状の請求書と疎明資料を調べ，甲簡易裁判所に提出した。

同日午後10時20分ころ，裁判官から，本件に係る鑑定処分許可状及び身体検査令状（前者には，「採血は医学的に相当と認められる方法による」，後者には，「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせる」旨の条件が付されている。）の発付を得たK巡査部長は，同日午後10時40分ころ，H病院に戻り，上記各令状に基づき，D医師に，意識を失ったままのXの右腕の静脈から，注射器で血液約5ミリリットルを採取してもらった。

Xに対する本件採血は適法か，強制採尿の場合と比較しながら，問題となり得る点を挙げて論ぜよ。

(100点)